

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県内中小企業向け、実質無利子の融資と設備貸与を実施します

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける県内中小企業、小規模企業の皆さま方を、令和2年5月1日(金曜日)から3年間の実質無利子の融資と設備貸与により支援します。

1 民間金融機関による実質無利子融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設

(1)概要

融資当初3年間の実質無利子と保証料負担最大ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」を、民間金融機関等(銀行、信金等)を通じて融資を行う「神奈川県中小企業制度融資」に創設し、過去最大規模(7,300億円)の融資を令和2年5月1日(金曜日)から実施します。

(2)融資のポイント

ア 3年間の実質無利子融資〔融資限度額 3,000万円まで〕

❖ 利子補給の要件等

(ア) 補給対象〔売上高等減少〕

- 個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み小規模※に限る) ▲5%以上
- 小・中規模事業者(上記を除く) ▲15%以上

(イ) 補給期間

3年間 年2回(12月頃及び4月頃)計6回補給 (補給率 100%)

イ 最大保証料負担ゼロ

❖ 保証料軽減の要件等

(ア) 軽減対象〔売上高等減少〕

- ① 個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み小規模※に限る) ▲5%以上
- ② 小・中規模事業者(上記を除く) ▲15%以上
- ③ 小・中規模事業者(上記を除く) ▲5%以上 15%未満

(イ) 軽減内容

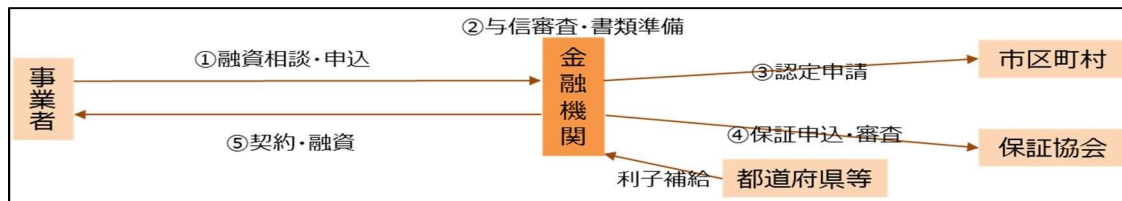
- ①及び②の方 --- 保証料全額助成(事業者の負担ゼロ)
- ③の方 --- 保証料1/2助成

注: 常時使用する従業員の数が 20 人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする場合は5人)以下の場合に限る。

ウ 取扱金融機関によるワンストップ手続き

融資をご相談いただく取扱金融機関のワンストップ手続きを実施することで、必要書類の事前確認、市町村へのセーフティネット保証等の認定代理申請など手続きの迅速化に取り組みます。直接、「(4) 融資の相談先」の制度融資取扱金融機関へご相談ください。

【参考】金融機関ワンストップ手続きフロー(イメージ図)



(3) 制度の詳細

(別紙1)「新型コロナウイルス感染症対応資金の詳細」のとおり

(4) 融資の相談先

融資の相談は、直接、最寄りの制度融資取扱金融機関の融資窓口(別紙1参照)へ。

2 (公財)神奈川産業振興センターによる、当初3年間の実質無利子の設備貸与

(1) 概要

当初3年間の実質無利子の「設備貸与制度」を、令和2年5月1日(金曜日)から(公財)神奈川産業振興センター(KIP)が実施します。

設備貸与制度は、経営の革新を図ろうとする小規模企業者等又は創業者が必要とする設備を、KIPが購入し、最長10年間で割賦販売又はリースする制度です。

(2) 制度のポイント

ア 実質無利子の設備貸与〔貸与額100万円から1億円(税込み)まで〕

(ア) 対象〔売上高等減少〕

- 個人事業主▲5%以上
- 小・中規模事業者(上記を除く)▲15%以上

(イ) 無利子の期間

- 今年度の「設備貸与制度」を利用される方 当初3年間
- 既に「設備貸与制度」を利用されている方 最長で5月から令和2年度中

イ 設備貸与制度のメリット

- 信用保証協会の保証枠や金融機関の借入枠とは無関係なので、運転資金の資金調達に余裕ができます。(金融機関の融資が困難な方や貸付条件変更中の方も御相談ください。)
- 設備導入前の相談から導入後の経営アドバイスまで専門家がきめ細かくサポートします。

(3) 制度の詳細

(別紙2)「実質無利子の設備貸与制度の詳細」のとおり



(4)貸与制度の相談

(公財)神奈川産業振興センター 資金支援課 電話 045-633-5066 へ

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部金融課

課長 高山 電話 045-210-5670

融資グループ 加藤 電話 045-210-5677(1について)

資金貸付グループ 大居 電話 045-210-5681(2について)

(1の融資の御相談について 最寄りの制度融資取扱金融機関)

(2の貸与制度の御相談について (公財)神奈川産業振興センター 電話 045-633-5066)

新型コロナウイルス感染症対応資金の詳細

融資対象者	<p>事業所所在市町村から、次の(1)から(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者</p> <p>(1)新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の認定(売上高が20%以上減少)</p> <p>(2)セーフティネット保証5号の認定(売上高が5%以上減少)</p> <p>(3)新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証の認定(売上高が15%以上減少)</p> <p>注:創業後3か月以上及び県内実績1年未満の方でもご利用いただけます。</p>
資金使途	<p>運転資金・設備資金</p>
融資限度額	<p>3,000万円(別枠)</p>
融資期間	<p>10年以内(据置期間5年以内を含む)</p>
融資利率	<p>一定の要件を満たした場合、当初3年間無利子(下記「利子補給」参照)</p> <p>(1)及び(3)の場合</p> <p>2年以内:1.2%</p> <p>2年超5年以内:1.4%</p> <p>5年超10年以内:1.6%</p> <p>(2)の場合</p> <p>1年超5年以内:1.6%</p> <p>5年超10年以内:1.8%</p>
利子補給	<p>3年間全額</p> <p>●対象者</p> <p>①個人事業主(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする場合は5人)以下の場合に限る)</p> <p>②売上高の減少率が15%以上の小・中規模事業者(上記除く)</p>

信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要 (1)及び(3)については100%保証、(2)については80%保証 ●保証料負担ゼロ ①個人事業主(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする場合は5人)以下の場合に限る) ②売上高の減少率が15%以上の小・中規模事業者(上記除く) ●保証料率0.425% 売上高の減少率が15%未満の小・中規模事業者(上記を除く)
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日まで (令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの)

本融資の取扱金融機関(令和2年4月30日現在)

取扱金融機関の県内各支店へご相談、お申込みください。

銀行:みずほ/三菱UFJ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四/山梨中央/北陸/静岡/スルガ/阿波/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央

信用金庫:横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/芝/西武/城南/世田谷/多摩/山梨

信用組合:ハナ/神奈川県医師/神奈川県歯科医師/横浜華銀/小田原第一/相愛

政府系金融機関:商工組合中央金庫

実質無利子の設備貸与制度の詳細

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員数 20 人以下の製造業・建設業・運輸業の会社・個人 ・ 従業員数 5 人以下の小売業・卸売業・サービス業の会社・個人 ※サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業については 20 人以下の会社・個人 ・ 特定の条件を満たす従業員数 50 人以下の会社・個人 	
無利子の要件	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 か月の売上高又は売上総利益額（粗利益）が前年同月と比べ 15%以上（個人の場合は 5%）減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高又は売上総利益額（粗利益）等が 15%以上（個人の場合は 5%）減少することが見込まれること</p> <p>※創業間もない等、前年と比較が困難な場合は別基準を適用</p>	
対象設備	<p>「経営の革新」又は「創業」に必要な設備</p> <p>※事業継続（BCP）のためのビジネスモデルの転換や新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた設備投資で事業活動を維持し、収束後の生産性向上を図る上で必要な設備も支援対象です。</p>	
貸与額	100 万円から 1 億円（税込み）	
貸与料率	0.7%から 2.3%（令和 2 年度）	
	※財務内容等を基に審査を踏まえ 5 段階のいずれかの利率を適用	
無利子の期間	<p>令和 2 年度に「設備貸与制度」を利用される方（申込み後、令和 2 年度中までに貸与決定された設備が対象）</p> <p>➡ 当初 3 年間</p>	<p>平成 27 年度以降、既に「設備貸与制度」を利用されている方</p> <p>➡ 最長で 5 月から令和 2 年度中</p>
貸与期間	3 年～10 年 ※原則、設備の法定耐用年数以内	

本貸与制度の相談・申込み先

公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部 資金支援課

電話 045-633-5066